# 刑法

## 第一条 （国内犯）

## 第二条 （すべての者の国外犯）

## 第三条 （国民の国外犯）

## 第三条の二 （国民以外の者の国外犯）

## 第四条 （公務員の国外犯）

## 第四条の二 （条約による国外犯）

## 第五条 （外国判決の効力）

## 第六条 （刑の変更）

## 第七条 （定義）

## 第七条の二

## 第八条 （他の法令の罪に対する適用）

## 第九条 （刑の種類）

## 第十条 （刑の軽重）

## 第十一条 （死刑）

## 第十二条 （拘禁刑）

## 第十三条

## 第十四条 （有期拘禁刑の加減の限度）

## 第十五条 （罰金）

## 第十六条 （拘留）

## 第十七条 （科料）

## 第十八条 （労役場留置）

## 第十九条 （没収）

## 第十九条の二 （追徴）

## 第二十条 （没収の制限）

## 第二十一条 （未決

## 第二十二条 （期間の計算）

## 第二十三条 （刑期の計算）

## 第二十四条 （受刑等の初日及び釈放）

## 第二十五条 （刑の全部の執行猶予）

## 第二十五条の二 （刑の全部の執行猶予中の保護観察）

## 第二十六条 （刑の全部の執行猶予の必要的取消し）

## 第二十六条の二 （刑の全部の執行猶予の裁量的取消し）

## 第二十六条の三 （刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し）

## 第二十七条 （刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果）

## 第二十七条の二 （刑の一部の執行猶予）

## 第二十七条の三 （刑の一部の執行猶予中の保護観察）

## 第二十七条の四 （刑の一部の執行猶予の必要的取消し）

## 第二十七条の五 （刑の一部の執行猶予の裁量的取消し）

## 第二十七条の六 （刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し）

## 第二十七条の七 （刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果）

## 第二十八条 （仮釈放）

## 第二十九条 （仮釈放の取消し等）

## 第三十条 （仮出場）

## 第三十一条 （刑の時効）

## 第三十二条 （時効の期間）

## 第三十三条 （時効の停止）

## 第三十四条 （時効の中断）

## 第三十四条の二 （刑の消滅）

## 第三十五条 （正当行為）

## 第三十六条 （正当防衛）

## 第三十七条 （緊急避難）

## 第三十八条 （故意）

## 第三十九条 （心神喪失及び心神耗弱）

## 第四十条

## 第四十一条 （責任年齢）

## 第四十二条 （自首等）

## 第四十三条 （未遂減免）

## 第四十四条 （未遂罪）

## 第四十五条 （併合罪）

## 第四十六条 （併科の制限）

## 第四十七条 （有期拘禁刑の加重）

## 第四十八条 （罰金の併科等）

## 第四十九条 （没収の付加）

## 第五十条 （余罪の処理）

## 第五十一条 （併合罪に係る二個以上の刑の執行）

## 第五十二条 （一部に大赦があった場合の措置）

## 第五十三条 （拘留及び科料の併科）

## 第五十四条 （一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理）

## 第五十五条

## 第五十六条 （再犯）

## 第五十七条 （再犯加重）

## 第五十八条

## 第五十九条 （三犯以上の累犯）

## 第六十条 （共同正犯）

## 第六十一条 （教唆）

## 第六十二条 （

## 第六十三条 （従犯減軽）

## 第六十四条 （教唆及び幇助の処罰の制限）

## 第六十五条 （身分犯の共犯）

## 第六十六条 （酌量減軽）

## 第六十七条 （法律上の加減と酌量減軽）

## 第六十八条 （法律上の減軽の方法）

## 第六十九条 （法律上の減軽と刑の選択）

## 第七十条 （端数の切捨て）

## 第七十一条 （酌量減軽の方法）

## 第七十二条 （加重減軽の順序）

## 第七十三条から第七十六条まで

## 第七十七条 （内乱）

## 第七十八条 （予備及び陰謀）

## 第七十九条 （内乱等幇助）

## 第八十条 （自首による刑の免除）

## 第八十一条 （外患誘致）

## 第八十二条 （外患援助）

## 第八十三条から第八十六条まで

## 第八十七条 （未遂罪）

## 第八十八条 （予備及び陰謀）

## 第八十九条

## 第九十条及び第九十一条

## 第九十二条 （外国国章損壊等）

## 第九十三条 （私戦予備及び陰謀）

## 第九十四条 （中立命令違反）

## 第九十五条 （公務執行妨害及び職務強要）

## 第九十五条の二 （電子計算機損壊等公務執行妨害）

## 第九十六条 （封印等破棄）

## 第九十六条の二 （強制執行妨害目的財産損壊等）

## 第九十六条の三 （強制執行行為妨害等）

## 第九十六条の四 （強制執行関係売却妨害）

## 第九十六条の五 （加重封印等破棄等）

## 第九十六条の六 （公契約関係競売等妨害）

## 第九十七条 （逃走）

## 第九十八条 （加重逃走）

## 第九十九条 （被拘禁者奪取）

## 第百条 （逃走援助）

## 第百一条 （看守者等による逃走援助）

## 第百二条 （未遂罪）

## 第百三条 （犯人蔵匿等）

## 第百四条 （証拠隠滅等）

## 第百五条 （親族による犯罪に関する特例）

## 第百五条の二 （証人等威迫）

## 第百六条 （騒乱）

## 第百七条 （多衆不解散）

## 第百八条 （現住建造物等放火）

## 第百九条 （非現住建造物等放火）

## 第百十条 （建造物等以外放火）

## 第百十一条 （延焼）

## 第百十二条 （未遂罪）

## 第百十三条 （予備）

## 第百十四条 （消火妨害）

## 第百十五条 （差押え等に係る自己の物に関する特例）

## 第百十六条 （失火）

## 第百十七条 （激発物破裂）

## 第百十七条の二 （業務上失火等）

## 第百十八条 （ガス漏出等及び同致死傷）

## 第百十九条 （現住建造物等浸害）

## 第百二十条 （非現住建造物等浸害）

## 第百二十一条 （水防妨害）

## 第百二十二条 （過失建造物等浸害）

## 第百二十三条 （水利妨害及び出水危険）

## 第百二十四条 （往来妨害及び同致死傷）

## 第百二十五条 （往来危険）

## 第百二十六条 （汽車転覆等及び同致死）

## 第百二十七条 （往来危険による汽車転覆等）

## 第百二十八条 （未遂罪）

## 第百二十九条 （過失往来危険）

## 第百三十条 （住居侵入等）

## 第百三十一条

## 第百三十二条 （未遂罪）

## 第百三十三条 （信書開封）

## 第百三十四条 （秘密漏示）

## 第百三十五条 （親告罪）

## 第百三十六条 （あへん煙輸入等）

## 第百三十七条 （あへん煙吸食器具輸入等）

## 第百三十八条 （税関職員によるあへん煙輸入等）

## 第百三十九条 （あへん煙吸食及び場所提供）

## 第百四十条 （あへん煙等所持）

## 第百四十一条 （未遂罪）

## 第百四十二条 （浄水汚染）

## 第百四十三条 （水道汚染）

## 第百四十四条 （浄水毒物等混入）

## 第百四十五条 （浄水汚染等致死傷）

## 第百四十六条 （水道毒物等混入及び同致死）

## 第百四十七条 （水道損壊及び閉塞）

## 第百四十八条 （通貨偽造及び行使等）

## 第百四十九条 （外国通貨偽造及び行使等）

## 第百五十条 （偽造通貨等収得）

## 第百五十一条 （未遂罪）

## 第百五十二条 （収得後知情行使等）

## 第百五十三条 （通貨偽造等準備）

## 第百五十四条 （詔書偽造等）

## 第百五十五条 （公文書偽造等）

## 第百五十六条 （虚偽公文書作成等）

## 第百五十七条 （公正証書原本不実記載等）

## 第百五十八条 （偽造公文書行使等）

## 第百五十九条 （私文書偽造等）

## 第百六十条 （虚偽診断書等作成）

## 第百六十一条 （偽造私文書等行使）

## 第百六十一条の二 （電磁的記録不正作出及び供用）

## 第百六十二条 （有価証券偽造等）

## 第百六十三条 （偽造有価証券行使等）

## 第百六十三条の二 （支払用カード電磁的記録不正作出等）

## 第百六十三条の三 （不正電磁的記録カード所持）

## 第百六十三条の四 （支払用カード電磁的記録不正作出準備）

## 第百六十三条の五 （未遂罪）

## 第百六十四条 （御璽偽造及び不正使用等）

## 第百六十五条 （公印偽造及び不正使用等）

## 第百六十六条 （公記号偽造及び不正使用等）

## 第百六十七条 （私印偽造及び不正使用等）

## 第百六十八条 （未遂罪）

## 第百六十八条の二 （不正指令電磁的記録作成等）

## 第百六十八条の三 （不正指令電磁的記録取得等）

## 第百六十九条 （偽証）

## 第百七十条 （自白による刑の減免）

## 第百七十一条 （虚偽鑑定等）

## 第百七十二条 （虚偽告訴等）

## 第百七十三条 （自白による刑の減免）

## 第百七十四条 （公然わいせつ）

## 第百七十五条 （わいせつ物頒布等）

## 第百七十六条 （不同意わいせつ）

## 第百七十七条 （不同意性交等）

## 第百七十八条

## 第百七十九条 （監護者わいせつ及び監護者性交等）

## 第百八十条 （未遂罪）

## 第百八十一条 （不同意わいせつ等致死傷）

## 第百八十二条 （十六歳未満の者に対する面会要求等）

## 第百八十三条 （淫行勧誘）

## 第百八十四条 （重婚）

## 第百八十五条 （

## 第百八十六条 （常習賭博及び賭博場開張等図利）

## 第百八十七条 （富くじ発売等）

## 第百八十八条 （礼拝所不敬及び説教等妨害）

## 第百八十九条 （墳墓発掘）

## 第百九十条 （死体損壊等）

## 第百九十一条 （墳墓発掘死体損壊等）

## 第百九十二条 （変死者密葬）

## 第百九十三条 （公務員職権濫用）

## 第百九十四条 （特別公務員職権濫用）

## 第百九十五条 （特別公務員暴行陵虐）

## 第百九十六条 （特別公務員職権濫用等致死傷）

## 第百九十七条 （収賄、受託収賄及び事前収賄）

## 第百九十七条の二 （第三者供賄）

## 第百九十七条の三 （加重収賄及び事後収賄）

## 第百九十七条の四 （あっせん収賄）

## 第百九十七条の五 （没収及び追徴）

## 第百九十八条 （贈賄）

## 第百九十九条 （殺人）

## 第二百条

## 第二百一条 （予備）

## 第二百二条 （自殺関与及び同意殺人）

## 第二百三条 （未遂罪）

## 第二百四条 （傷害）

## 第二百五条 （傷害致死）

## 第二百六条 （現場助勢）

## 第二百七条 （同時傷害の特例）

## 第二百八条 （暴行）

## 第二百八条の二 （凶器準備集合及び結集）

## 第二百九条 （過失傷害）

## 第二百十条 （過失致死）

## 第二百十一条 （業務上過失致死傷等）

## 第二百十二条 （堕胎）

## 第二百十三条 （同意堕胎及び同致死傷）

## 第二百十四条 （業務上堕胎及び同致死傷）

## 第二百十五条 （不同意堕胎）

## 第二百十六条 （不同意堕胎致死傷）

## 第二百十七条 （遺棄）

## 第二百十八条 （保護責任者遺棄等）

## 第二百十九条 （遺棄等致死傷）

## 第二百二十条 （逮捕及び監禁）

## 第二百二十一条 （逮捕等致死傷）

## 第二百二十二条 （脅迫）

## 第二百二十三条 （強要）

## 第二百二十四条 （未成年者略取及び誘拐）

## 第二百二十五条 （営利目的等略取及び誘拐）

## 第二百二十五条の二 （身の代金目的略取等）

## 第二百二十六条 （所在国外移送目的略取及び誘拐）

## 第二百二十六条の二 （人身売買）

## 第二百二十六条の三 （被略取者等所在国外移送）

## 第二百二十七条 （被略取者引渡し等）

## 第二百二十八条 （未遂罪）

## 第二百二十八条の二 （解放による刑の減軽）

## 第二百二十八条の三 （身の代金目的略取等予備）

## 第二百二十九条 （親告罪）

## 第二百三十条 （名誉毀損）

## 第二百三十条の二 （公共の利害に関する場合の特例）

## 第二百三十一条 （侮辱）

## 第二百三十二条 （親告罪）

## 第二百三十三条 （信用毀損及び業務妨害）

## 第二百三十四条 （威力業務妨害）

## 第二百三十四条の二 （電子計算機損壊等業務妨害）

## 第二百三十五条 （窃盗）

## 第二百三十五条の二 （不動産侵奪）

## 第二百三十六条 （強盗）

## 第二百三十七条 （強盗予備）

## 第二百三十八条 （事後強盗）

## 第二百三十九条 （

## 第二百四十条 （強盗致死傷）

## 第二百四十一条 （強盗・不同意性交等及び同致死）

## 第二百四十二条 （他人の占有等に係る自己の財物）

## 第二百四十三条 （未遂罪）

## 第二百四十四条 （親族間の犯罪に関する特例）

## 第二百四十五条 （電気）

## 第二百四十六条 （詐欺）

## 第二百四十六条の二 （電子計算機使用詐欺）

## 第二百四十七条 （背任）

## 第二百四十八条 （準詐欺）

## 第二百四十九条 （恐喝）

## 第二百五十条 （未遂罪）

## 第二百五十一条 （準用）

## 第二百五十二条 （横領）

## 第二百五十三条 （業務上横領）

## 第二百五十四条 （遺失物等横領）

## 第二百五十五条 （準用）

## 第二百五十六条 （盗品譲受け等）

## 第二百五十七条 （親族等の間の犯罪に関する特例）

## 第二百五十八条 （公用文書等毀棄）

## 第二百五十九条 （私用文書等毀棄）

## 第二百六十条 （建造物等損壊及び同致死傷）

## 第二百六十一条 （器物損壊等）

## 第二百六十二条 （自己の物の損壊等）

## 第二百六十二条の二 （境界損壊）

## 第二百六十三条 （信書隠匿）

## 第二百六十四条 （親告罪）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第四十二条 （処分、手続等に関する経過措置）

## 第四十三条 （罰則に関する経過措置）

## 第四十四条 （経過措置の政令への委任）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第十四条 （罰則の適用に関する経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第三条 （経過措置）

## 第四条

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （調整規定）

## 第十条 （罰則に関する経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第八条 （経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第十四条 （罰則の適用等に関する経過措置）

## 第十五条

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第五条 （調整規定）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （経過措置）

## 第九条 （検討）

## 第一条 （施行期日）

## 第三十一条 （政令への委任）

## 第一条 （施行期日）

## 第九条 （刑の時効の停止に関する経過措置）

## 第十条 （刑法に係る拘禁刑に関する経過措置）

## 第四十条 （罰則に関する経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （罰則の適用に関する経過措置）

## 第三条

## 第二十条 （検討等）

## 第二十一条 （周知）

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第八条 （刑法の一部改正に伴う調整規定）

## 第三十九条 （政令への委任）

## 第四十一条 （映像等の送受信による通話に係る取組の推進）